

計画年度
令和3年度～令和12年度

島根県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画

令和4年3月
島根県

第1 島根県内の獣医療を取り巻く情勢

本県では現在、産業動物の診療に 57 人、家畜衛生や公衆衛生等の公務員に 83 人、小動物の診療に 50 人の獣医師が業務に従事しており、県内の獣医療を支えている。

しかしながら、前計画を策定した平成 23 年には 197 人であったものが、令和 2 年には 190 人となっており、獣医療の体制は全般に脆弱化していると言わざるを得ない状況である。

とりわけ、本県農業産出額の 4 割を占め、近年、生産が拡大している畜産業を支える産業動物診療分野や家畜衛生（公務員）分野の獣医師数の減少と高齢化が進展しており、獣医療体制の維持が生産者から強く求められている。

また、小動物診療分野においても、県西部の獣医師数が平成 24 年から 3 人減少しており、今後の獣医療の提供を如何にするか検討が必要になってきている。

これらの原因としては、

- 県内出身者で獣医系大学に進学する者が少なくなっていること

※ 本籍地が島根県の獣医師(獣医師法第 22 条届出)：平成 24 年 300 人、令和 2 年 253 人

- 県内で獣医療に従事する魅力の創出ができていないこと

があげられ、これを踏まえた獣医師確保対策の強化が喫緊の課題である。

(1) 産業動物診療

- ① 獣医療を特に必要とする酪農と肉用牛は、飼養戸数の減少が続き、農場が点在する状況から、診療の効率が低下している。
- ② 一方で、経営規模の拡大が進むことで今後も飼養頭数の増加が見込まれており、獣医療体制の維持が必須である。

	農家戸数	飼養頭数	1 戸当たり頭数	産出額(億円)
酪農	96(119)	11,344(10,215)	118.2(85.8)	88(67)
肉用牛	858(1,057)	31,600(30,525)	36.8(28.9)	90(62)

※ 農家戸数・飼養頭数は、島根県家畜飼養状況調査より。数値は令和 2 年 2 月 1 日現在で、括弧内は平成 24 年 2 月 1 日を表す。

※ 産出額は、農林水産省農業総産出額及び生産農業所得統計より。数値は令和元年度で、括弧内は平成 23 年度を表す。

(2) 公務員

- ① 家畜衛生分野では、平成 22 年に県内で鳥インフルエンザが発生して以来、特定家畜伝染病の発生は確認されていないが、全国では豚熱や鳥インフルエンザ等が継続して発生しており、畜産業の発展には危機管理体制の維持が不可欠である。

- ② 公衆衛生分野では、人獣共通感染症や薬剤耐性菌のほか、食品衛生、新興感染症など多岐にわたる事柄へ対応が求められており、とりわけ令和2年からは新型コロナウイルス感染症対応も担っている。

(3) 小動物診療

- ① 県内での犬の登録頭数は減少しているものの、人の生活において精神的に感情を共有する伴侶動物として室内で家族と一緒に暮らすことが一般化しており、飼育環境が手厚くなるにつれ一層、高度な獣医療が求められるようになっている。
- ② 動物愛護を普及するための活動を強化している結果、保健所が引き取った犬及び猫の頭数は大きく減少しているが、社会的な要請は“殺処分ゼロ”であり、取組を一層進めるために飼育犬や猫へのマイクロチップ装着を推進して行く。

	登録頭数	引取頭数
犬	31,993(38,866)	155(492)
猫	—	222(1,769)

※ 登録頭数・引取頭数は、島根県薬事衛生課より。数値は令和2年度で、括弧内は平成24年度を表す。

- ③ 犬を飼育する上での義務である狂犬病予防注射は、その接種率が低下してきており、集合接種を含め接種のあり方の検討が求められている。

狂犬病予防注射接種頭数	23,487(30,353)
接種頭数/登録頭数(%)	73.4%(78.1%)

第2 県獣医療計画の基本的な方向

令和2年度を目標年度とした前計画では、産業動物及び公務員分野の獣医師数を維持することを目標としていたが、新たな獣医師を確保するための具体策が不足していたため、特に公務員分野において目標値の95人を12人も下回る状況となった。

また、産業動物診療分野の獣医師数は目標の46人を4人上回ったが、産業動物診療において県内全域をカバーする農業共済組合（以下、「NOSAI」という。）家畜診療所は、人数の半数が定年退職後の嘱託獣医師で補っており、目標達成には程遠い状況である。

	産業動物			公務員		
	計	NOSAI	開業	計	家畜衛生	公衆衛生
目標	46	36	10	95	56	39
実績	57	38	19	83	46	37

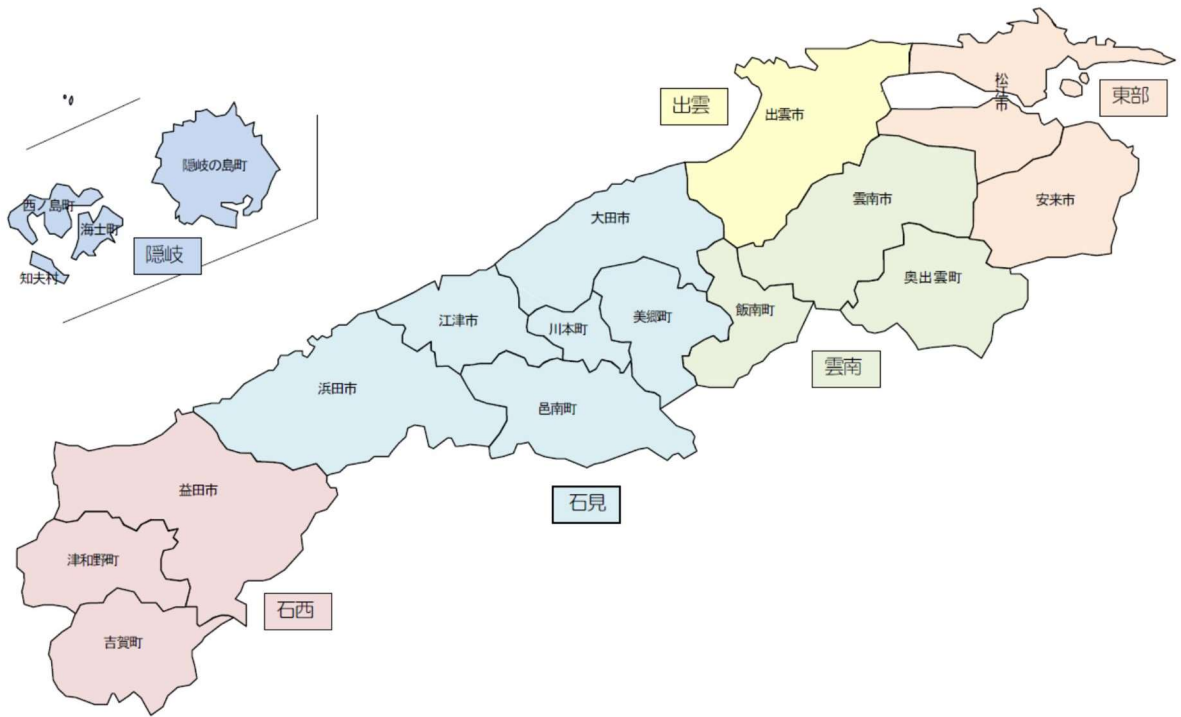
一方、施設の整備目標に対しては、2か所の家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）を移転・整備するとともに、必要な検査・診断機器、焼却炉等を更新、整備した。

また、家保と NOSAI 臨床技術センターの間での検査の集約化や検査の外注も一定程度進んだ。

こういった状況を踏まえ、本計画では次の事項を基本的な考えとする。

- (1) 産業動物及び公務員分野での獣医療を維持するため、関係機関・団体、畜産経営者、教育機関が連携した獣医師確保対策を強化するとともに、獣医師職場の魅力化を推進する。
- (2) 効率的な獣医療を提供する仕組みや獣医師業務を補完する取組、体制を検討し、導入する。
- (3) 獣医療を提供する地域の区分は次のとおりとする。

地域区分	NOSAI	家保	保健所	市町村
東部	東部	松江	松江	松江市、安来市
雲南	雲南	出雲	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲	出雲		出雲	出雲市
石見	石見	川本	県央	大田市、川本町、美郷町、邑南町
			浜田	浜田市、江津市
石西	石西	益田	益田	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐	東部隠岐	松江隠岐	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町



第3 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

① 産業動物

地域	診療施設※	内容（開設主体の種類別内訳）					
		県	市町村	農業協同組合	NOSAI	法人	個人
東部	13	4		2	1	2	8
雲南	12	1			2	1	8
出雲	19	3			3		13
石見	17	2			2	5	8
石西	14	1		2	1	1	9
隠岐	7	1	2	2	1		1
計	82	9		6	10	9	47

② 小動物

地域	診療施設※	内容（開設主体の種類別内訳）			
		県	市町村	法人	個人
東部	21	1		11	9
雲南	3	1			2
出雲	13	1		4	8
石見	9	2		3	4
石西	6	1		3	2
隠岐	4	1	1		2
計	56	7		21	27

※ 獣医療法第3条の届出数（令和3年10月1日現在）

- ・ 産業動物、小動物は主たる診療業務で分類。
- ・ 同法第7条第1項に規定する往診診療者等を含む。

(2) 診療施設における主要な施設及び診療機器等 別添を参照

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 産業動物診療施設

県内の酪農及び肉用牛農家戸数の約 99%、飼養頭数の約 75%に NOSAI 家畜診療所が獣医療を提供している。一方、県内約 25%の牛を飼養する石西地域の大規模酪農場及び肉用牛農場は、(株)益田大動物診療が診療を行っている。

県内全域で獣医療体制を維持するためには、NOSAI 家畜診療所の体制を維持するとともに、石西地域以外での地域においても個人開業又は法人の診療施設の整備を検討、支援し、NOSAI 家畜診療所と地域の農場が業務を分担することで効率的かつ持続可能な獣医療提供体制を整備する。

また、ICT 技術を活用した家畜の行動管理システムが生産現場で普及することにあわせ、そのデータを農家と共有したり、遠隔画像診断を取り入れたりするなど効率的な獣医療体制の整備に努める。

更に、NOSAI 家畜診療所と個人開設・法人診療施設は、超音波診断装置や血液検査・生化学検査機器など日常診療に必要な機器を適宜更新し、高度産業動物獣医療の提供に必要なエックス線装置などの整備に努めるとともに、施設や機器の共同（貸借）利用を推進する。

なお、本計画に基づき診療施設を整備する場合は、獣医療法第 15 条の規定に基づき(株)日本政策金融公庫が実施する産業動物診療施設資金貸付制度が活用できる。

(2) 家畜保健衛生所

家畜の頭羽数は、松江地域で減少する一方で、石見地域、石西地域、隠岐地域で増加しており、現在の家保の管轄地域や人員配置の見直しなど再編整備を進める。

また、松江家保の焼却施設が老朽化していること、松江家保隠岐支所は検査機器等の整備が不十分であることなどを踏まえて、施設や機器の効率的な整備を図る。

更に、鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の迅速かつ高精度な検査が求められていることから、新技術の導入に必要な検査機器を家畜病性鑑定室に適宜整備する。

第4 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 産業動物診療施設及び家畜保健衛生所

(1) 東部地域

東部地域は、各畜種とも小規模農家が多い上に、高齢化により飼養戸数が減少し、飼養頭数のトレンドは減少傾向にある。

農家が広範囲に点在することから往診にかかる移動時間が増加し家畜診療や家畜衛生業務の効率が低下しており、県全体で同分野を受け持つ獣医師を十分に確保できていないことを考慮すると、獣医師や施設・機械の集約化など獣医療体制の再編が必要である。

① 家畜の飼養状況

	平成24年2月		令和2年2月	
	戸数	頭羽数	戸数	頭羽数
酪農	48	1,102	18	500
肉用牛	257	2,389	143	1,419
豚	3	1,005	1	100
鶏	4	65,500	4	73,400

② 獣医師の配置状況

	平成24年4月	令和2年4月
NOSAI	5	5
家保	6	5

(2) 雲南地域

雲南地域は、基本的には東部地域と同様な状況にあるが、各畜種に大規模農場があることが特徴である。産業動物診療はNOSAI家畜診療所が担ってきたが、大規模農場を中心として地域の農場の診療を開業獣医師が受け持つ体制も検討する必要がある。

① 家畜の飼養状況

	平成24年2月		令和2年2月	
	戸数	頭数	戸数	頭数
酪農	34	1,701	24	1,566
肉用牛	435	7,946	268	6,304
豚	3	6,639	2	7,033
鶏	12	341,994	8	276,075

② 獣医師の配置状況

	平成24年4月	令和2年4月
NOSAI	7	8
家保	—	—

(3) 出雲地域

出雲地域は、NOSAI 臨床技術センターや県家畜病性鑑定室、畜産技術センターなど、県内の獣医療をサポートする施設が所在しており、獣医師の研修機能を充実させ、NOSAI と県の獣医師が業務を補完しあう体制を強化するために必要な施設整備を進める。

① 家畜の飼養状況

	平成24年2月		令和2年2月	
	戸数	頭数	戸数	頭数
酪農	43	2,225	31	1,929
肉用牛	168	3,624	102	3,127
豚	2	3,082	1	309
鶏	2	31,500	3	42,280

② 獣医師の配置状況

	平成24年4月	令和2年4月
NOSAI	8	10
家保	8	8

(4) 石見地域

石見地域は、大規模の酪農場と養豚農場が複数あるのが特徴であり、県内最大の採卵養鶏農場も所在している。これらの農場に対して家畜診療や家畜衛生業務を適切に提供できるだけの人員を配置し、獣医療体制を拡充する必要がある。

① 家畜の飼養状況

	平成24年2月		令和2年2月	
	戸数	頭数	戸数	頭数
酪農	32	4,784	20	5,844
肉用牛	233	6,753	158	6,526
豚	5	30,829	4	32,790
鶏	6	356,550	4	413,802

② 獣医師の配置状況

	平成 24 年 4 月	令和 2 年 4 月
NOSAI	7	9
家保	7	6

(5) 石西地域

石西地域には、酪農、肉用牛、肉養鶏で県内有数の大型農場が所在しており、この診療は法人診療施設の獣医師が専属で対応している。小規模の肉用牛農家は、NOSAI 家畜診療所が受け持っているが、農家戸数の減少が続いており診療の効率が課題となっている。法人診療施設を中心とした獣医療体制を拡大していく必要がある。

① 家畜の飼養状況

	平成 24 年 2 月		令和 2 年 2 月	
	戸数	頭数	戸数	頭数
酪農	2	852	3	1,505
肉用牛	90	9,332	57	10,624
豚	0	0	0	0
鶏	7	401,300	4	458,618

② 獣医師の配置状況

	平成 24 年 4 月	令和 2 年 4 月
NOSAI	2	4
開業(法人)	6	7
家保	6	5

(6) 隠岐地域

隠岐地域は、放牧を活用した肉用牛生産を特徴とする地域で、雲南地域と比べると 1 戸当たりの平均飼養頭数は拡大しており、年齢構成も若返りが図られ、今後の発展が期待される地域である。現在、西ノ島町所在の NOSAI 家畜診療所獣医師 1 名、知夫村職員獣医師 1 名、隠岐の島町所在の松江家保隠岐支所獣医師 2 名の計 4 名で診療業務を受け持っており、地元からは獣医療体制の拡充が求められている。また、家保隠岐支所の病性鑑定機能の強化も必要である。

今後は、町が獣医師を雇用する方法や県が獣医師を増員し NOSAI との連携を強化する方法などを検討する必要がある。

① 家畜の飼養状況

	平成 24 年 2 月		令和 2 年 2 月	
	戸数	頭数	戸数	頭数
肉用牛	148	2,828	130	3,600

② 獣医師の配置状況

	平成 24 年 4 月	令和 2 年 4 月
NOSAI	1	1
家保	1	2
町村	1	1

2 小動物診療施設

(1) 石見地域、石西地域

石見地域、石西地域では、小動物診療を行う開業獣医師の高齢化が進み、診療施設の件数が減少している。今後の診療獣医師不足が懸念されることから、(公社)島根獣医師会と連携して確保対策を検討し、実行する必要がある。

① 小動物診療施設の開設状況

	平成 24 年 4 月	令和 2 年 4 月
開業	14	11

(2) 隠岐地域

隠岐地域は、長年、小動物診療の無獣医地区であり、(公社)島根県獣医師会が隠岐の島町に診療施設を開設し、本土の会員獣医師が定期的に施設を訪問して、診療業務を実施してきたが、令和 2 年に島根県外で開業していた獣医師が、隠岐の島町に I ターンして診療施設を開設したことで、現在は無獣医地区を解消した状況である。

今後もこの体制が継続できるよう、(公社)島根県獣医師会の活動をサポートする必要がある。

3 動物愛護施設

動物飼養者への動物愛護や人獣共通感染症に対する知識の啓発・普及活動を強化するための体制整備が必要である。

第5 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

(1) 獣医師確保目標に考慮する事項

- ① 「島根県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年9月策定）」における、令和12年度の乳用牛及び肉用牛の飼養頭数目標

	平成30年	令和12年 (目標)
乳用牛	10,100頭	13,005頭
肉用牛	30,776頭	34,431頭

- ② 畜産農家に対する飼養衛生管理指導の強化、豚熱のワクチン接種や鳥インフルエンザのモニタリング検査等の家畜衛生対策の拡充
- ③ 東部地域や雲南地域、隠岐地域での獣医療提供体制
- ④ 産業動物診療及び公務員分野における直近10年間の獣医療提供状況
- ⑤ 小動物診療分野の体制維持

(2) 獣医師の確保目標

	目標	参考	
	令和12年4月	令和2年4月	平成24年4月
産業動物診療獣医師	57	57	57
公務員（家畜衛生）獣医師	54	46	56
公務員（公衆衛生）獣医師	38	37	38
小動物診療獣医師	50	50	48

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物診療及び公務員分野

本県におけるこれまでの獣医師確保が進まない原因として、次の事項が考えられる。

- ① 本県の獣医職場の魅力形成と発信が不足していたこと
学生や既卒者が魅力を感じる技術習得機会やキャリア形成環境を整備し、PRできていない。
- ② 他県に比べ待遇（奨学金含む）の優位性が薄れていること
島根県を含む15県が独自の奨学金を措置し、初任給調整手当を支給している32県中島根県は23番目（総支給額はトップ北海道の1/2以下）になっている。

- ③ 県出身者で獣医系大学の進学者が少ない上に、全国的に産業動物・公務員分野を希望する獣医学生が少ないこと

畜産農家が減少し、子供のころ家畜に触れる機会が少なくなったことから、産業動物獣医師志望者が減少している。

一方、ペット人気から全国での獣医師志望者は増加し、獣医系大学の偏差値が医学部並みに上がったため、受験できる学生が限定されている。

これらのことを踏まえて、次の取組を強化する。

- ① 獣医系大学生と本県の結びつきを強化

ア 島根県と NOSAI、(株)益田大動物診療所、県内大型農場等との間で「産業動物獣医療の強化並びに獣医師育成に関する連携協定」を締結

イ 島根県と獣医系大学との間で「産業動物及び公務員分野の獣医師育成に関する連携協定」を締結

ウ ア及びイの連携協定をプラットフォームとして、次の取組を実施

ア) SNS による職場情報の発信、大学訪問、リモート相談の受付

イ) 大学の農場実習の受入れ

ウ) 大学生に多様なインターンシッププログラムの提供

エ) 大学との共同研究（研究テーマに沿った協定農場をマッチングし、調査やサンプリングを行う学生・教師をサポート）

- ② 既卒者（他の県や職域に就業している獣医師）へのアプローチの強化

ア 民間企業による求人プロモーション

イ 県内の獣医師職場体験（既卒者の職場体験を支援）

- ③ 現役職員の満足度の向上

ア 他県と比べて遜色ない待遇に改善

イ 働きながらの学位取得を応援（研究に必要な施設・機器の利用や大学院に通うための休暇の取得等を支援）

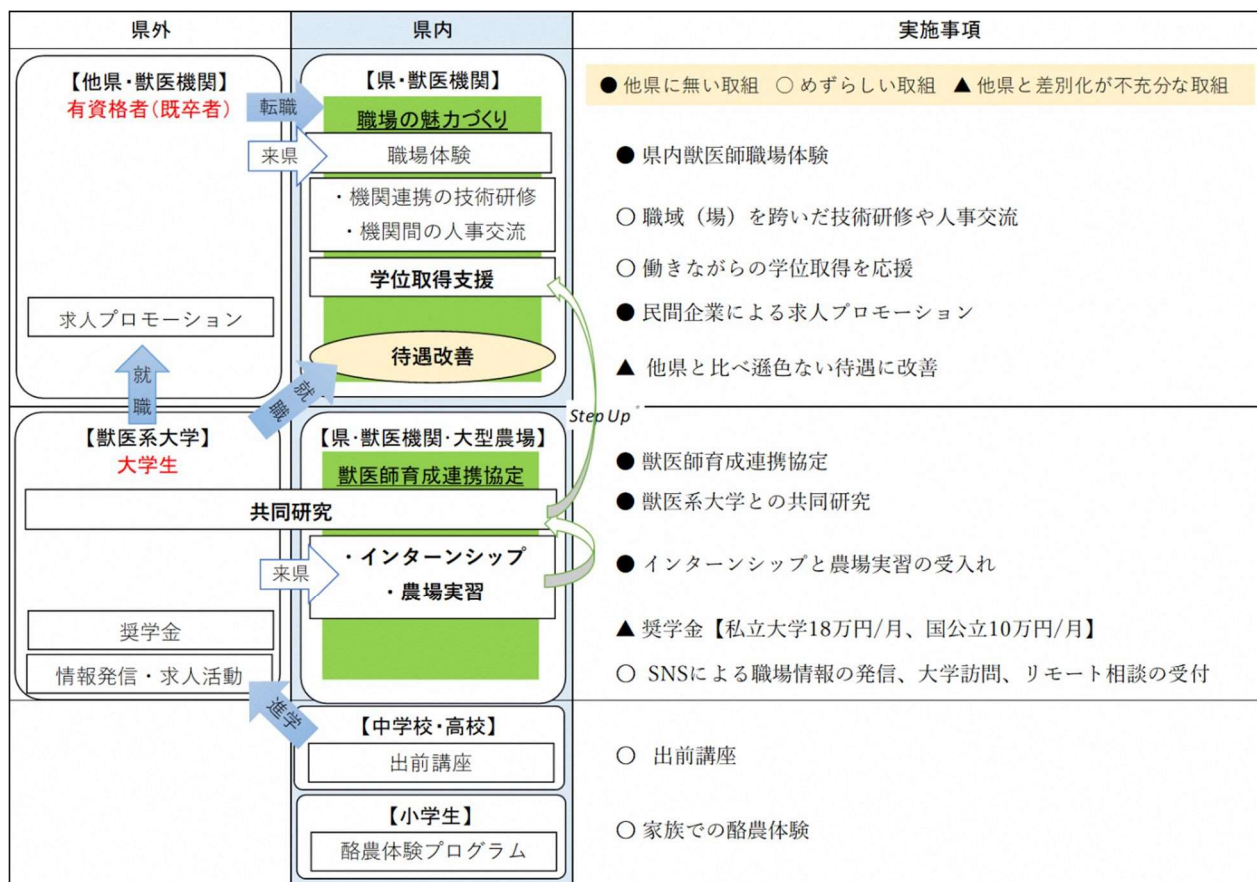
ウ 職域（場）を跨いだ技術研修や人事交流（若手職員の多様な技術習得、キャリアアップを支援）

- ④ 獣医系大学への進学を志望する高校生の育成

ア 中学生や高校生を対象とした出前講座（(公社)獣医師会と連携して獣医師の仕事を紹介）

イ 小学生を対象とした酪農体験（家族揃ってのオンライン酪農体験プログラムの提供等）

※ 取組全体の体系



(2) 小動物診療分野における獣医療の確保

- ① (公社) 獣医師会の活動等を通じて診療施設間の連携(診療、研修、研究等)の強化
- ② 愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療提供体制の充実
- ③ 小中高校生へ「獣医師の仕事」のPR

第6 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

(1) NOSAI 家畜診療所と家畜保健衛生所

- ① NOSAI 家畜診療所と家畜保健衛生所の人事交流を行うことで、獣医師のスキル向上を図るとともに、この取組を島根の獣医師職場の新たな魅力として獣医師確保対策を強化する。これらの取組を通じて、持続可能な産業動物獣医療体制を構築し、無獣医地区の発生を防止する。
- ② NOSAI 家畜診療所は、家畜伝染病が発生した場合に家畜保健衛生所が実施する防疫措置に協力する。

(2) NOSAI 家畜診療所と民間家畜診療施設

NOSAI 家畜診療所と民間家畜診療施設は、高度医療機器の相互利用などを通じ診療業務の高度化を進めるとともに、必要に応じて受け持つ農場や地域の往診をカバー、分担し合うことで業務の効率化を図る。

(3) 家畜保健衛生所と家畜人工授精所等

家畜人工授精師等の畜産技術者が、家畜衛生業務の一部を補完する体制を検討、整備する。

(4) 家畜保健衛生所と食肉衛生検査所

家畜保健衛生所は、食肉検査所と「と畜検査データ」を共有し、農場の飼養衛生管理の指導に役立てることで、県内の産業動物獣医療をサポートする体制を強化する。

(5) 保健所と（公社）獣医師会、小動物診療施設

保健所は、動物愛護や動物由来感染症対策の普及啓発活動を、（公社）獣医師会や小動物診療施設と連携して実施する。

第7 獣医療の提供に必要な技術の向上に関する事項

(1) 産業動物分野

- ① 各診療施設は、新規採用及び若手獣医師が実践的な診療技術の習得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上等が図られるよう各種研修会や講習会等への参加を促進するほか、先輩獣医師による OJT 研修体制を整備する。
- ② これに加え、島根県と NOSAI、(株)益田大動物診療所、県内大型農場等との間で締結した「産業動物獣医療の強化並びに獣医師育成に関する連携協定」に基づく研修会を定期的で開催し、家畜診療や家畜衛生技術のほか、家畜の飼養管理や畜産経営、食品安全等に関する知識や技術の習得を図る。
- ③ 研修会の企画にあたっては獣医系大学や国の研究機関など多様な組織との連携を図ることで、獣医学生や県外で獣医療に従事する獣医師にとって魅力に映る技術習得環境を充実させる。
- ④ また、豚熱や口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生に備え、家畜保健衛生所は防疫研修や演習の実施に努め、診療獣医師の参加を促進する。

(2) 公務員分野

- ① 家畜保健衛生所（農林水産部）と食肉検査所や保健所（健康福祉部）の人事交流により、家畜衛生、食肉衛生、食品安全、動物愛護等、公務員獣医師が行う分野の知識と技術を幅広く習得できる体制を整える。

(3) 小動物分野

- ① 高度獣医療の需要が高まっていることから、各診療施設は新たな診療技術を習得するための研修や講習会、学会等へ積極的に参加する。
- ② また、(公社)獣医師会は、小動物診療施の獣医師が連携して技術の習得と向上を図る機会を創出するとともに、狂犬病等の人獣共通感染症の予防や動物愛護の推進などの社会貢献活動に従事できる環境を整える。

(4) 生涯教育等

産業動物診療や公務員分野における獣医師不足に対応するためには、再雇用や定年延長はもちろん、獣医師が生涯に渡って何らかの形で獣医療に携わっていくことが重要である。そのために、離職・休職中の獣医師を含む獣医療情報の共有体制を検討するとともに、新たな技術を習得できる機会を創出する。

第8 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識等の啓発・普及

(1) 産業動物分野

安全な畜産物の生産と畜産経営の持続的な発展は、獣医療だけで実現することはできず、家畜の飼育者自らが家畜衛生や食品安全に関する知識を深め、実践することが重要である。

畜産普及員や関係団体等とも連携して知識や技術の普及・啓発に努める。

(2) 小動物分野

小動物の健康と生命を守るには、動物の飼育者へ飼養衛生管理や動物愛護、人獣共通感染症に対する知識を深め、実践することが重要である。

関係する行政機関や団体と連携して知識や技術の啓発・普及に努める。

2 広報活動の強化

県や（公社）獣医師会等は、SNS やホームページ、広報誌等を活用して県内の獣医療に関する情報の発信を強化するとともに、出前講座やイベントを通じて獣医師としての仕事の魅力を小中高校生に積極的に伝え、獣医師を目指す者を増やす。

診療施設における主要な施設及び診療機器等

	開設主体	施設の整備状況			機器の整備状況			備考
		検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	
東部地域	都道府県(家保等)	1		1	1	2		
	市町村							
	農業共済組合	1	0	0	1	2	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)							
雲南地域	都道府県(家保等)							
	市町村							
	農業共済組合	2	0	0	2	5	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)							
出雲地域	都道府県(家保等)	2		1	1	2		
	市町村							
	農業共済組合	2	0	0	2	4	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)							
石見地域	都道府県(家保等)	1		1	1	1		
	市町村							
	農業共済組合	2	0	0	2	4	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)							
石西地域	都道府県(家保等)	1		1	1	2		
	市町村							
	農業共済組合	1	0	0	1	1	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)				3	5	1	
隠岐地域	都道府県(家保等)	1			1	1		
	市町村							
	農業共済組合	1	0	0	1	1	0	
	農業協同組合							
	その他法人(産業動物)							